

# 京都市ベンチャー購買新商品認定制度

(新商品の生産又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者の認定制度)

令和5年度 募集要領

令和5年5月

京都市 産業観光局

産業イノベーション推進室

## 【目次】

1	本制度の概要 .....	1
2	対象となる事業者 .....	2
3	対象となる新商品等 .....	3
4	申請受付期間 .....	4
5	申請方法 .....	4
	【(1) 事前面談】 .....	4
	【(2) 申請】 .....	5
6	認定までの流れ .....	6
7	認定有効期間 .....	6
8	対象となる機関 .....	6
9	その他 .....	7

## 1 本制度の概要

京都市では、ベンチャー企業及び中小企業をはじめとする地域企業の新商品又は新役務（以下「新商品等」という。）の販路開拓を支援するため、市が定める基準を満たす新商品等を認定し、市の機関において、一般競争入札によらずに随意契約により契約することを可能とする、「京都市ベンチャー購買新商品認定制度」を運用してきました。

本制度では、京都市ベンチャー企業目利き委員会Aランク認定企業、オスカー認定企業、知恵創出“目の輝き”認定企業の新商品等に加えて、京都市や産業支援機関から支援を受けて開発されたスタートアップ企業等の優れた新商品等を認定の対象とし、運用しています。

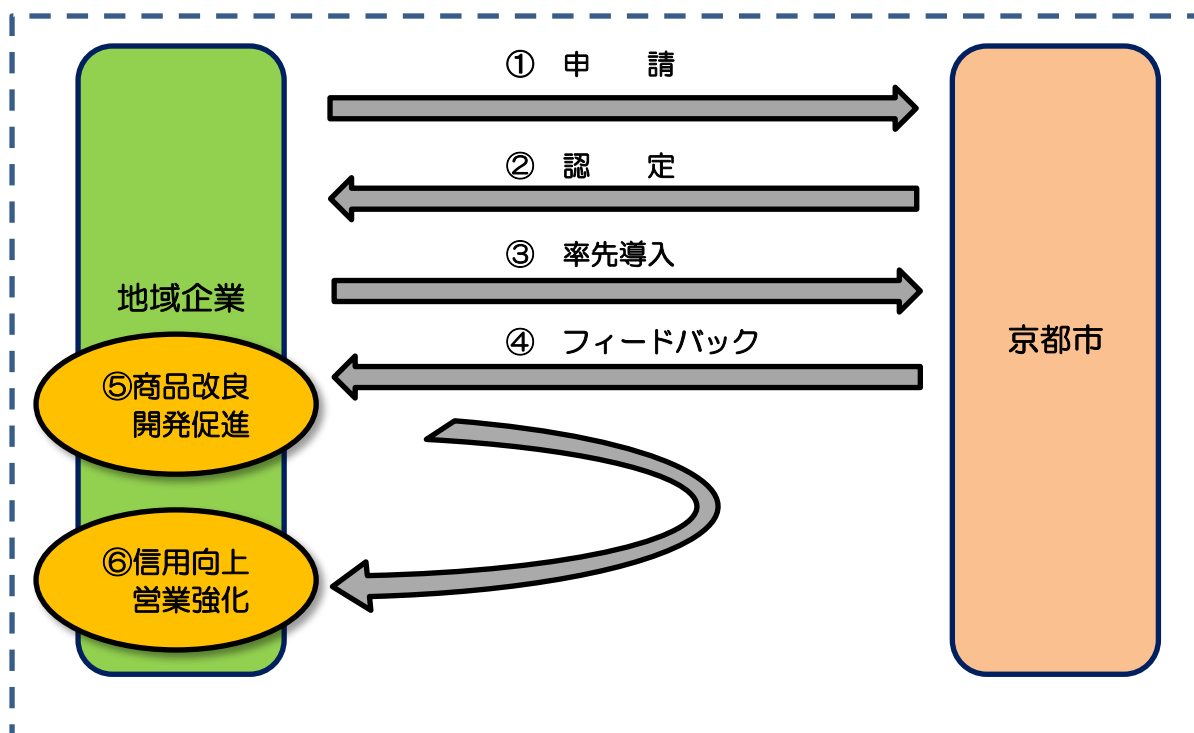
### 認定対象とする商品の拡大内容

	認定対象となる商品
①	公益財団法人京都高度技術研究所が実施するAランク認定又はオスカー認定を受けた企業が生産若しくは提供する新商品等
②	地方独立行政法人京都市産業技術研究所が実施する知恵創出“目の輝き”認定を受けた企業が生産若しくは提供する新商品等
③	京都市又は京都市から委託若しくは補助を受けて企業の新商品開発等を支援する機関等から助成や支援を受けて開発された新商品等

#### ベンチャー購買新商品認定制度とは

地域企業の新商品等のうち、本市が定める基準を満たしたものを本市が新商品等として認定する制度であり、認定された新商品等は、地方自治法施行令第167条の2第1項第4号に基づき、**市の機関において一般競争によらずに随意契約することが可能**となります。

## <本制度のイメージ図>



### 認定を受けるメリット（認定有効期限：5年）

◎認定を受けた新商品等について、地方自治法施行令第167条の2第1項第4号に基づき、市の機関において、一般競争入札によらない、随意契約での調達が可能となります。（契約を約束するものではありません。）

◎認定を受けた新商品等について、市のホームページ等でPRします。

## 2 対象となる事業者

本制度の対象となる者は、以下の(1)~(3)のいずれにも該当するものとなります。

- (1) 市内に事業所を有し、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する者
- (2) 市税の未納がない者
- (3) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でない者

<参考> 中小企業基本法第2条第1項に該当する中小企業者

主たる事業として営んでいる業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数
製造業、建設業、運輸業、その他の業種（下記以外）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業（下記以外）	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

### 3 対象となる新商品等

本制度の対象となる新商品等は、以下の(1)～(6)のいずれにも該当するものとなります。**(ただし、食品、医薬品、医薬部外品及び化粧品は除く。)**

- (1) 以下のいずれかに該当する新商品等であること
  - ・ 公益財団法人京都高度技術研究所が実施するAランク認定又はオスカー認定を受けた企業が生産若しくは提供する新商品等
  - ・ 地方独立行政法人京都市産業技術研究所が実施する知恵創出“目の輝き”認定を受けた企業が生産若しくは提供する新商品等
  - ・ 京都市又は京都市から委託若しくは補助を受けて企業の新商品開発等を支援する機関等から助成や支援を受けて開発された新商品等
- (2) 商品化後、概ね5年以内の新商品等であること
- (3) 本市の機関において用途が見込まれる新商品等であること
- (4) 既存の商品又は役務とは著しく異なる使用価値を有するもの
- (5) 新事業分野開拓者の事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するもの
- (6) 関係法令に適合するとともに、特許権等の権利に関する問題が生じないもの

※(4)～(6)については、別途実施する類似品調査及び有識者会議において調査、審査します。

## 4 申請受付

令和5年5月23日（火）～令和6年1月12日（金）

午前8時45分～午後5時30分（土曜日・日曜日・祝日を除く）

※申請を御希望される方は、上記期間内に、事前面談の予約を実施してください。

## 5 申請方法

申請は【(1) 事前面談】及び【(2) 申請】の2段階で実施します。

申請に当たっては、申請書を提出される前に、新商品等に関する事前面談を実施し、申請商品の内容について御説明いただきます。

また、事前面談の際に実施するヒアリングにおいて、**本市の機関において用途が見込まれないことが明らか**である等、「3. 対象となる新商品等」に合致しないと判断される場合、申請書を受付できない場合があります。

実施方法については以下のとおりです。

### 【(1) 事前面談】

#### ① 受付方法

下記に記載の問合せ先に御連絡うえ、面談予約をお願いいたします。

※面談予約は、原則、メールでお願いします。

#### ② 実施方法

面会又はオンラインによるヒアリングを実施します。

#### ③ 実施内容

提出資料を基に、商品の概要について説明いただきます。

#### ④ 提出書類

(1) 新商品の生産等による新事業分野開拓の実施に関する計画（第2号様式）

(2) 新商品等の詳細が分かる資料（パンフレット等）

(3) 会社概要

#### ⑤ 問合せ先

京都市産業観光局産業イノベーション推進室（担当：崎山、神尾）

E-mail：sanshin@city.kyoto.lg.jp

TEL：075-222-3324

※本事業に関するお問い合わせは、原則、メールでお願いします。

## 【(2) 申請】

事前面談において、「3. 対象となる新商品等」に合致すると判断される場合、以下の方法により申請書を御提出ください。

### ① 申請方法

以下の申請書類を準備のうえ、下記提出先へ郵送又は持参により御提出ください。

#### 【申請書類提出先】

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局産業イノベーション推進室（担当：崎山、神尾）

TEL：075-222-3324

### ② 申請書類

- (1) 新商品の生産等による新事業分野開拓者認定申請書（第1号様式）
- (2) 新商品の生産等による新事業分野開拓の実施に関する計画（第2号様式）
- (3) 法人の場合 登記事項証明書又は登記簿謄本
- (4) 個人の場合 住民票記載事項証明書又は住民票の写し若しくは登録原票記載事項証明書
- (5) 直前2事業年度の財務諸表  
（決算報告書、又は貸借対照表及び損益計算書、若しくは、収支決算書又は確定申告に添付したものの写し。これらの書類がない場合にあつては、最近1年間の事業内容等の概要を記載した書類）
- (6) 納税証明書（法人市民税又は市・府民税、本市内における固定資産税・都市計画税、事業所税）※直近1年分
- (7) 新商品又は新役務に関する資料（パンフレット、データ等）

※(3)、(4)については、申請時に発行後3箇月以内のもの。

※提出された申請書類は返却しません。

※申請書類に記入いただいた内容及び添付資料における個人情報、本申請のみに利用し、その他の目的に利用することはありません。

## 6 認定までの流れ

認定までの流れは以下のとおりとなります。

時期	実施内容
随時 (令和5年5月23日 ～令和6年1月12日)	事前面談受付 申請受理
令和5年7月14日(金)	令和5年度第1回認定申請締切
8月初旬～8月下旬	類似品調査の実施
9月中旬頃	第1回有識者会議の開催
9月下旬	新商品等の認定(第1回)
令和6年1月12日(金)	令和5年度第2回認定申請締切
2月初旬～2月下旬	類似品調査の実施
3月中旬頃	第2回有識者会議開催
3月下旬	新商品等の認定(第2回)

### 審査基準

- (1) 本市の機関において用途が見込まれるものであるか
- (2) 新商品等に独自性があり、既存の商品又は役務とは著しく異なる価値を有しているか
- (3) 新商品等に有益性があり、申請者の事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものであるか
- (4) 申請のあった計画が関係法令に適合しており、特許権等の権利に関する問題が生じないものであるか

## 7 認定有効期間

認定した日の翌日から起算して5年間

## 8 対象となる機関

京都市の各機関(京都市事務分掌条例第1条に規定する局、会計室、区役所、消防局、教育委員会事務局、市会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局及び監査事務局)



## 9 その他

- (1) 認定された新商品等については、市の各機関への情報提供等、できるだけ積極的な調達に努めることとしていますが、使用条件および価格等の契約条件並びに予算上の都合に加え、公共工事等においては、間接的な調達促進となることから、必ずしも京都市による調達を確約するものではありませんので御留意ください。
- (2) 申請書類の内容については、認定審査以外に使用しませんが、特別なノウハウや秘密事項については、あらかじめ申請者自身において法的保護措置を講じてください。
- (3) 申請された書類等は返却しません。
- (4) 申請書記載内容及び添付資料に偽りの内容が含まれていた場合には、該当申請に係る認定審査の中止又は認定の取消を行うことがあります。
- (5) 申請された新商品等の情報公開については、以下のとおりです。
  - ア 申請段階では、申請に係る個々の情報（申請者名、新商品等の名称、特性等）は公表しません。
  - イ 新商品等の認定時については、申請者概要、新商品等の名称・特性等を公表します。
  - ウ 認定された新商品等を京都市の機関が調達する前に、契約内容、契約相手方選定基準、申請方法を公表するとともに、調達契約締結後は、契約相手方の名称、契約理由等を公表します。
  - エ 市の機関で調達されたものについては、有用性評価を実施し、その個々の評価内容（申請者概要、新商品等の名称・特性、有用性評価結果等）を公表することがあります。※上記に基づき公表される内容によっては、申請者にとって不利益となるケースも考えられるため、上記の点についてあらかじめ御了承のうえ、申請いただきますようお願いいたします。
- (6) 市の機関は、認定事業者が生産又は提供する新商品等の契約・活用に努めます。  
(認定自体が新商品等の購入を約束するものではありません。)
- (7) 本制度による認定を受けた後であっても、認定基準に該当していないと判断される場合には、認定を取り消すとともに、市のホームページで公表します。
- (8) 本事業での認定の効果や実績等について、必要に応じて報告をいただくことがあります。